業務委託契約書（案）

業務番号　　管財委第６号

１　業務名　 令和７年度市庁舎自家用電気工作物保安管理業務

２　業務場所　 五所川原市字布屋町４１番地１（市庁舎）

３　履行期限　 令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　委託料　　年額　￥　　　　　　　　　－

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　－）

５　契約保証金　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

６　その他

上記の委託業務について、委託者　五所川原市（以下「委託者」という。）と

受託者　　　　　　　（以下「受託者」という。）とは、別紙条項によって委託契約を

締結した。

　この契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、委託者及び受託者が記名押印し、

各自その一通を保有するものとする。

令和７年４月１日

委託者　　　　　　　　五所川原市長　佐々木　孝昌　　　印

受託者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　受託者は、別紙仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の委託期間までに、頭書の委託業務を完了しなければならない。

２　前項の仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第３条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（電気主任技術者）

第４条　受託者は、委託業務の実施に当たり、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

２　受託者は、前項の規定により主任技術者を置いた場合は、その者の氏名及びその者に係る免状の写しを速やかに委託者に届出しなければならない。その異動があった場合も、また同様とする。

（費用の負担）

第５条　受託者が委託業務を実施するため、委託者の委託場所に設置する機械、機器、その他の器具（以下「機械器具」という。）については、受託者の所有に属し、その設置に係るすべての費用は、受託者の負担とする。

（実施状況の検査等）

第６条　委託者は、委託業務の実施状況を随時検査することができる。

２　委託者は、前項の検査の結果、受託者の行った委託業務が仕様書に適合しないと認めた場合は、委託業務の手直しを請求することができる。この場合の費用は、受託者の負担とする。

（委託業務実施上の損害賠償）

第７条　委託業務の実施に当たり受託者に生じた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担とする。

２　委託業務の実施に当たり受託者が委託者又は第三者に与えた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担においてその賠償をするものとする。

　（委託料の支払）

第８条　委託料の支払いは、受託者の請求により３０日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第９条　受託者は、委託業務の実施中に知り得た委託者の秘密を他に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第１０条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、委託者は、その責任を負わないものとする。

1. 受託者が、委託業務を実施しなかったとき、又は委託業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。
2. 委託業務の実施状況が、著しく不適当又は不誠実であると認められるとき。
3. その他受託者がこの契約に違反したとき。

　（違約金等）

第１１条　前条の規定により、発注者が契約を解除したときは、契約保証金は委託者に帰属し、契約保証金を免除したものであるときは、受注者は契約金額の１００分の５に相当する金額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

２ 発注者に前項の規定による金額を超えた額の損害が生じたときは、発注者はその超えた金額を損害賠償金として徴収する。

　（違約金等の徴収）

第１２条　受注者がこの契約に基づく違約金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年２．５パ－セントの割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年２．５パ－セントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき又はその額に１００円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

　（その他）

第１３条　この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者及び受注者が双方協議の上定めるものとする。